

	<p>合するものに限る。)について算定する。</p>	<p>合するものに限る。)について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。</p>
<p>精神科急性期治療病棟入院料（1日につき）</p> <p>(項目の変更)</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>1 精神科急性期治療病棟入院料 1 1,640点</p> <p>2 精神科急性期治療病棟入院料 2 1,580点</p>	<p>1 精神科急性期治療病棟入院料 1 イ 30日以内の期間 1,900点 ロ 31日以上の期間 1,600点</p> <p>2 精神科急性期治療病棟入院料 2 イ 30日以内の期間 1,800点 ロ 31日以上の期間 1,500点</p>
<p>(注の変更)</p>	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院</p>

基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

精神療養病棟入院料（1日につき）

(項目の変更)

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| 1 精神療養病棟入院料 1 | 1, 090点 | → 1, 090点 |
| 2 精神療養病棟入院料 2 | 600点 | |

(点数の見直し)

(注の変更)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

(注の変更)

2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算及び精神科措置入院診療加算並びに第2章第8部精神科専門療法に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料1に含まれるものとする。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について、所定点数を算定する。

2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算並びに第2章第8部精神科専門療法に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

(注の削除)

3 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研

（削除）

老人一般病棟入院医療管理料（1日につき）

修病院入院診療加算、地域加算及び離島加算を除く。）は、精神療養病棟入院料2に含まれるものとする。

注 老人医科点数表の老人一般病棟入院医療管理料の例により算定する。

老人一般病棟入院医療管理料（1日につき）

950点

注1 別に厚生労働大臣が定める主として特定患者を入院させるための一群の病室（以下この表において「包括病床群」という。）に係る施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た一般病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る包括病床群に入院している患者について算定する。

2 老人一般病棟入院医療管理を受けている患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、所定点数に含まれるものとする。

3 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、重症皮膚潰瘍管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算を除く。）は、老人一般病棟入院医療管理料に含

老人性認知症疾患治療病棟入院料
(1日につき)

注 老人医科点数表の老人性認知症疾患治療病棟入院料の例により算定する。

まれるものとする。

老人性認知症疾患治療病棟入院料 (1日につき)

- 1 老人性認知症疾患治療病棟入院料 1
 - イ 90日以内の期間 1,300点
 - ロ 91日以上の期間 1,190点
 - 2 老人性認知症疾患治療病棟入院料 2
 - イ 90日以内の期間 1,060点
 - ロ 91日以上の期間 1,030点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。
- 2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算並びに第2章第8部精神科専門療法に係る費用を除く。）は、老人性認知症疾患治療病棟入院料に含まれるものとする。

老人性認知症疾患療養病棟入院料
(区分の削除)

注 老人医科点数表の老人性認知症疾患療養病棟
入院料の例により算定する。 → (削除)

診療所老人医療管理料（1日につき）

(新設)

診療所老人医療管理料（1日につき）

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 14日以内の期間 | 1,080点 |
| 2 | 15日以上の期間 | 645点 |

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た入院施設を有する診療所である保険医療機関において、在宅療養計画に基づき、診療所老人医療管理を行うものとして入院させた患者（老人保健法の規定による医療を受ける者に限る。）について算定する。

- 2 診療に係る費用（第2節に規定する栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算を除く。）は、診療所老人医療管理料に含まれるものとする。
- 3 診療所老人医療管理料を算定した直近の日から30日を経過しない日に再び診療所老人医療管理を行った場合にあっては、650点を算定する。

第4節 短期滞在手術基本料

短期滞在手術基本料

(注の変更)

注2 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは短期滞在手術基本料1に含まれるものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチニン・フォスフォキナーゼ (CPK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、総

注2 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料1に含まれるものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチニン・フォスフォキナーゼ (CPK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、遊離脂肪酸、HDLコレステロール、

	<p>脂質、遊離脂肪酸、HDL—コレステロール、LDL—コレステロール、前立腺酸性 fosfataze、P及びHPO₄、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT)、総鉄結合能 (TIBC)、不飽和鉄結合能 (UIBC)、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性</p> <p>示 感染症血清反応</p> <p>梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレプトリジンO価（ASO価）、抗ストレプトキナーゼ価（ASK価）、赤痢アメーバ抗体価、TPHA試験（定性）、HIV-1抗体価、髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザ b 型抗原、腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒（TDH）検査、単純ヘルペスウイルス特異抗原、RSウイルス抗原精密測定及び淋菌同定精密検査</p> <p>～～ル（略）</p>	<p>LDL—コレステロール、前立腺酸性 fosfataze、P及びHPO₄、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT)、総鉄結合能 (TIBC)、不飽和鉄結合能 (UIBC) 及びイオン化カルシウム</p> <p>示 感染症免疫学的検査</p> <p>梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレプトリジンO価（ASO価）、抗ストレプトキナーゼ価（ASK価）、赤痢アメーバ抗体価、TPHA試験（定性）、HIV-1抗体価、髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザ b 型抗原、単純ヘルペスウイルス特異抗原、RSウイルス抗原精密測定及び淋菌同定精密検査</p> <p>～～ル（略）</p>
(注の変更)	注 3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検	注 3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検

査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料2に含まれるものとする。

イ (略)

□ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、地域加算及び離島加算を除く。）

ハ (略)

査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料2に含まれるものとする。

イ (略)

□ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算及び栄養管理実施加算を除く。）

ハ (略))